

午前11時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1番鹿毛哲也議員の質問を許可します。1番鹿毛哲也議員。

（1番鹿毛哲也君登壇）

○1番（鹿毛哲也君） おはようございます。本日、2人目の一般質問の許可を得ました、1番鹿毛哲也でございます。

まずもって、3月いっぱいまで退職される4名の部長以下の職員の皆様、長い間、本当にお疲れさまでした。退職されましても市政発展のために御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、合併特例債及び市債について、国民健康保険医療費について、メガソーラーなどの建設を規制する条例についてを議題といたしまして一般質問を行います。

執行部におかれましては明確な答弁をよろしくお願いいたします。

以下、質問席より質問を続行させていただきます。

（1番鹿毛哲也君降壇）

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） それでは通告書に従って質問をしていきたいというふうに思いますが、まず合併特例債についてでございますけれども、合併特例債につきまして、合併当時の金額が幾らぐらいあったのかというふうなところあたりを、まずちょっとお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 合併特例債の建設事業分の発行可能額でございますが、約190億円でございます。

これまでの起債の状況につきまして御説明させていただきたいと思っております。合併から平成24年度までの合併特例債借入額、それから平成25年度の予算額、平成26年度当初予算額を合わせますと81億4,440万円となるところでございます。

この合併特例債の事業につきましてですが、合併後の朝倉市の一体性の速やかな確立を図るため、また地域の均衡ある発展と福祉の向上を図るために行う事業に合併特例債を充当し、整備を行ってきたところでございます。

主な事業につきまして御説明させていただきます。三連水車の里あさくら施設整備事業、それから甘木地域におきます市街地活性化事業、防災行政無線施設整備、それから小中学校施設整備耐震化事業等、行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 約81億円使ったということで、あと残り110億円ぐらいあるということで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 今、申しました平成26年度当初予算額まで計上したものの額としまして81億円ほどでございますので、あと約109億円が発行可能残額ということでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） それでは、きのう6番議員のほうから質問がありました庁舎の建てかえの質問があったんですが、市長の金曜の答弁で、26年からかかって着手しないと間に合わないというふうな答弁でしたが、いつぐらいで完成をさせるような、計画でようございますが、そのあたりの考え方がわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） きょう答弁をいたしましたのは、いわゆるどうせ今の庁舎、この庁舎が古くなっております。ですから、この庁舎を使って耐震補強してこの庁舎を使うか、あるいは新しく庁舎を改築するか、どちらかきなきゃならんだろう。いずれにしても、いわゆる有利な起債である合併特例債が使える期間にするのが一番いいんじゃないかならうか。

そういったときに、例えば私はどちらかという、きのうも申し上げましたように、今の市の状況、行政のいろんな支所、教育委員会は向こうにあります、そういった状況を考えて、あるいは災害時のいわゆる指令塔になる庁舎ということを考えるならば、新しく改築したほうがいいんじゃないかならうかということ。

その上で、いわゆる32年という合併特例債が発行できる期間までにするには、今から逆算しますと建築だけで2年はかかるでしょう。それからもろもろあるでしょう。もし場所を決定、一番問題は言ったのは場所の決定というのが一番難しい問題、これは総論賛成、各論反対になる、過去にもそういうことがありました。そのことを考えるならば、もう来年度あたりからそのことについて取り組んでおこなきゃならんんじゃないかならうか。

だから今の時点で計画があると、そういう話ではございません。ただ、そういうふうに32年度までにやるとするならば、要するにもう来年度、26年度ぐらいからその準備といたしますか、そういった形に取り組むべきではないか、そうせんと間に合わないんじゃないかならうかということをお話しさせていただきました。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） そうすると庁舎を合併特例債を活用してつくるということですが、ちょっと私が調べたら、特例債で庁舎建設をする場合、職員数に応じて面積と建設単価に上限があったが、その制限が撤廃されたというふうな記事をちょっと見つけたんですが、そのあたりはどうなのかということと、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 議員言われますように、以前は職員数等で起債の借り入

れる枠というのがございましたが、数年前にその枠は今、撤廃されております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） そうすると上限なく、例えば100億円でもかかってつくろうと思ったらつくれるということで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 理論的にはそうなのですが、おのずと限度はあろうかと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） そしたら、その合併特例債で庁舎建設費が全て賄えるということはどうなんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） まだ今の段階では基本設計も何もやっておりませんから、起債対象のものとそうじゃないものは当然出てきますので、全額はならないだろうとは思いますが、詳細はお答え、今の段階はできない状態でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） まだまだ基本設計もできてないので、そういう回答しかないと思いますが、私がちょっといろいろ調べておったら、全国あちこちでやはりこの合併特例債を使って庁舎をつくっているんですが、高額なやっぱり庁舎をこの際つくって、そして市民のほうから反対運動等が起こって、住民投票があったりとか、そのようなことも聞いております。それで、ぜひ私のほうといたしましては、朝倉市の身の丈に合った庁舎の建設をしてほしいと思います。

例えば、広島県の三次市の新庁舎は概算約25億円、これは人口5万6,000なんですが、それが高いか安いかわかりません。しかし、今度は高額な庁舎建設を進める主な自治体というリストがありまして、そこに人口5万1,000人の秋田県湯沢市は30から32億円、それから熊本県玉名市の6.9万人のところは45億円とか、そのように公開されてるんです。

ですから朝倉市もここに載らないような、身の丈に合った庁舎を建設してほしいと思いますが、市長、そのあたりの考え方がありましたらお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 恐らく庁舎を建築するときに私が市長でおるかどうかわかりませんが、私なりの考えでは当然、身の丈に合った庁舎という形になるでしょう。

ただ、同じ人口の市であっても、内容と事情が違うと思うんです。ですから単に幾らだからぜいたくだと、高いだ、高額だと言えないものもあるんじゃないかなろうか。だからそれを一律にとって、ただ建築費が高いから、これはもう高過ぎるとかいうことを果たして言えるのかという問題もあるんじゃないかなろうかなというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） もちろんそうなんです、やはり市民は見ておるわけですし、今、言ったような自治体のところは高過ぎるので、何らかの市民の行動が起こるといふようなこともありますので、ぜひ今、言われたような、ちょっと高めになるような場合は、市民に理解を得られるようにやっていただきたいというふうに思うところであります。

それから、次の質問に移りたいんですが、例えば合併特例債で朝農跡地に体育館をつくったりとか、秋月郷土館等々の箱物をつくっている計画なんです、私、この前の財政見通しを見させていただいて、ちょっと後の維持管理が大丈夫なのかなちゅうなのを心配しておるところでございますが、そのあたりの考え方をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 2月の全員協議会で財政の見通し、10年先の見通しをお示ししたところでございまして、試算2のほうで特例債190億円を全額使ったという仮定の場合は、平成34年で約8億円からの単年度の赤字になるような試算をしてたと思います。

この数字で言われてあることだろうと思いますが、確かに今、大きな箱物としては郷土館をつくっております。それから今度、総合体育施設をつくらうとしております。

私どもはそういう、まず見通しの話ですけど、あの10年の見通しは、今のままで税収とか交付税とか、そのままいったらあのような形になりますよ、これは28年から交付税等が合併の優遇が下がってまいります。一部合併団体に対しての対応はされたものの、やはりまだ下がりますので、28から下がっていく、赤字幅がふえていくという形、そういう試算をつくったわけでございますが、あの試算表どおりにはなかなかいかないかもしれませんが、苦しくなるのは確かなものだと思っております。

それで、今からどうするのかということになると思いますが、まずいろんな行政改革、そういう効果がまずあの中に含めることで8億円の赤字は少しでも少なくしていく。

それともう1つは、今、24年度決算段階で125億円程度の基金がございます。ですから、将来の赤字に備えてためてる分をその中にもあるわけでございますが、そういうお金というのは、赤字が続けば当然、最終的にはなくなってしまうわけでございますので、いつまでも基金に頼るわけではいきません。ですから、今の時期にある程度黒字のとき、まずは特例債が使えるときに、交流人口をふやすような施策、それとか定住人口をふやすような、そういう事業をそういう基金、今のある基金の一部を使うとか、特例債を使ってやる、そういうことも1つだろうと思っております。

郷土館は交流人口、観光増の入り込みをふやす、そしていろんな経済的な効果を上げる、それから体育施設については、これは今、考えておりますのは、スポーツ団体だけの施設ではなくて、市民皆さんに使っていただく。これはそれをするによって、他市からの交流もふえることも1つあるでしょうが、大きいのは市民の皆さんが健康になっていただくということを考えております。

これも国保会計等、御存じだと思います。非常に医療費が高くなっておりまして、今は赤字補填をしておりません。毎年2億円から3億円程度の赤字が今、ついてるわけですが、いつかの段階では一般会計からの何らかの措置が必要になるときも来るだろうと思っております。そういうところを、この健康になることで医療費を下げる、そうして間接的に維持費はかかるかもしれませんが、そういうものは押し下げていかれるという形で、総合的に見れば十分経費はかかってもいろんな面で効果はあるというふうに思っております。そういう形で将来的な赤字というのも少なくはなっていくんじゃないだろうかとこのように思っているところでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） なかなか抽象的で大丈夫かなと、それでも思うわけですが、まず先ほどいろんな行政改革をやって赤字を減らすことをやるというふうなことでございましたが、例えばどのようなことを考えてらっしゃるのか。

それから体育館についてですが、旧朝倉町のほうにも体育館等がありますが、やはりそのあたりの維持費がどんどんふえていくと思うんですが、それとの整合性はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 行革関係は以前はアクションプランという形で管理しておりましたが、今、その中で続いて、一応アクションプランは24年度で終わりましたが、今、いろんな行革の事業として行っておりますのは、例えば学校給食の民間委託でありますとか、指定管理者の導入等で市の経費を削減するとか、民間の方のノウハウを使っているような経営のやり方をお願いしていると、そういうのがございます。

それから、25年につきましては内部の見直しを事務事業を行っております、2,000万円程度、これは単年ではございませんけど、の効果は上げております。そういうふうにいるような小さいこと、それから大きなこと、いろんなことでしていきたいと思っております。

それから、もう1つは下水道の窓口の民間委託とか、そういう形も今後いろんなところでできるものは考えていきたいなと思っております。

体育館につきましては、また既存の体育館とかありますが、これは別の部署のほうでいろんな今後の体育館のあり方というのをつくっておりますので、ちょっと私のほうからはお答えできないところがございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 体育施設につきましては、これは前にお話ししたと思いますけども、朝倉市における体育施設のあり方ということで、これは朝倉市全体、今、いろんな体育施設があります。そういったものをどうすればいいのか、今後、という形で、これはいろんな民間の皆さん方、入っていただいて、今、検討していただいております。

そういった中で、ある意味では今度、朝農跡地に体育施設をつくるということになれば、

じゃあ老朽化したものを取り壊すとか、そういった形も出てくるんだらうというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私はせっかく旧朝倉町のあそこに体育館があるのであれば、球場とかもあるので、あそこにつくったほうがいいんじゃないかなちゅう思いもあるんですが、そこは市長のほうも考え方もあるでしょうからいいんですが、ぜひこの合併特例債はどうせせないかんところの部分で有利な起債でやるというふうなことでございますから、有効に使っていただきたいというふうをお願いして次に移りたいというふうに思いますが。

市債の状況と今後の見通しのところなんですけれども、朝倉市の今現在のプライマリーバランスについてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 24年決算で言いますと、プライマリーバランスは御存じのように歳出では公債費、歳入では起債の総額でございますが、これを除いた場合、どう収支がなってるかという形になっております。24年決算でいきますと、公債費のほうで、24年決算の歳入におきましては地方債が24億円、これは臨時財政対策債を含んでおりません、臨時財政対策債が11億2,000万円程度でございます。ですから35億円ちょっとあるわけでございますが、公債費、歳出のほうにつきましては26億円でございます。ですから公債費のほうが多くなってる、プライマリーバランスはとれてないという形になります。

ただ、この中の臨時財政対策債は11億円ございますが、これは前から言っておりますように、交付税の代え措置という形で、これを除けば起債の借り入れのほうが少なくなるというような状態で、プライマリーバランスはとれてる状態になります。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） プライマリーバランスのほうは黒字の方向というふうなことでございますが、毎年このあたりの数値等は押さえていながら財政運営をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 国と地方が違うのは、地方はこの起債が100%一般財源で返さなくていいちゅう、いいちゅうと言葉はおかしいですけど、地方交付税で措置されますものですから、特に合併特例債とかは7割で返ってきますので、確かに借りれば7割ある、3割でできるという形になりますので、プライマリーバランスを保ちながら財政運営するのは当然のことでございますが、なかなかそこら辺の交付税のことまで考えると、一時的にはプライマリーバランスがなくても予算を組んだり、決算したりという場合は出てこようかと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） なかなか国のほうも財政は厳しくなっていくんだらうというふう

に思いますので、そのあたりも視野に少しは入れながら財政運営をしていていただきたいなというふうをお願いしたいんですが、この試算表、財政見通しの試算表の2の中の地方消費税交付金の見通しのところなんです、消費税が8%から10%へ変わり、増加を見込んでおられますけれども、私はこれは逆に消費が減って、また朝倉市も人口が減るので交付金も減少に転じるのではないかというふうに考えるんですが、この見通し、甘いんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） ここあたりは朝倉市独自で見通しは非常に難しい状態でした。それで国のほうが地方財政計画を発表するときに、市町村の収入の見通しというのを出してあります。そのときに平成26年4月から8%になりまして、5%のときは地方消費税相当額は1%でございました。これが8%になれば1.7%相当額が地方消費税交付金として来るわけですので、1.7倍になるわけですので、数字上は。ただし4月からの発生で初年度は消費税の申告等の徴収時期とか、そういうことがありまして、国のほうが示した地方の伸びというのは25%増じゃないかという形をしてあります、4分の1ぐらいしかふえないと。だからそういう形で私どもも同様の数字を上げさせていただいたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） なかなか見通し難しいというようなのはよくわかるんですが、そうすると、この試算表2の平成31年度は財政のバランスが崩れて赤字になっていくような数字が出てくるんですが、それ、このとおりになるかどうかわからないということですが、一応こういうふうな数値が出てくるのであれば、やはりこれを参考にしながら財政運営をやっていかないかと思うんですが、このままこれをそのままこうなっていくのを見届けるかどうか、何もしないで、手だてを打たないでいくのか、そのあたり、さっきと同じような回答なのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） このままいけば赤字になるでしょうという形ですので、何らかの対策を今後やっていくという、先ほどと同じ、重ねてであります、そういう形と御理解をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私はもうこれが出た時点で、職員の皆さん、一生懸命考えていただいて、多分時間がかかるんだと思うんですが、施策打っても反映するのに。そのあたりはしっかり考えていていただきたいと思うんですが、市長も市長選を控えておりますが、このあたりのほうの考え方はどんなでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 見通しを出させていただきました。その中でやっぱりある一定の

今後の消費税の動向ですとか、そういったものを勘案して試算をしておりますけども、最終的には2のほうでいくと8億円程度の単年度赤字という形になります。

当然、やっぱりそういうことにならないように、先ほど課長が申しあげましたように、いろんな形の手を打っていかなきゃならんだろうというふうに思ってます。それは、これは誰が市長になろうと、やっぱりそれはやらなきゃならんことだろうというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） ぜひもう、すぐにでも対策に入っていただきたいなというふうにお願いしたいというふうに思いますが。

そうすると、市の借金、市債の部分なんですけれど、市の借金は限度額とか、もうこれ以上はしませんとかいうふうなことは決めてあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 限度額は設けておりません。今の国の制度上としましては実質公債費比率というそういうもので一定額以上になったら起債の制限等がかかりますが、まだそれまでに達するにはまだ大分余裕はありますが、なるべく借金はしないような形はしてるつもりでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 余裕があるということですが、やはり借金は借金でございますので、ある程度の基準等があればいいんじゃないかなというふうに私は思いますんで、そのあたりも今後考慮していただければというふうに思います。

それから、平成23年度の財政状況類似団体比較カードというのを見させていただきまして、人口1人当たりの地方債現在高が朝倉市は42万3,151円で、類似団体が39万4,929円と朝倉市のほうが若干高くなっております。このあたりの減らす手だてはどのようにすればいいとお考えなのでしょうかということと。

平成23年度の財政力指数の0.54というのは類似団体よりも下回っておりますが、そのあたりの考え方というか、今後どうすればいいのかというふうなとこの考え方があればお教えください。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 決算カードは類似団体別の比較をしたものでございます。これは人口規模と産業構成によって比較するものでございますが、朝倉市は2の1に分類される団体になりまして、全国に約190程度の団体がございます。

今、鹿毛議員が言われてあるのは、その中の1人当たりの借金が平均しますと39万円程度、朝倉市は42万円ですかね、ぐらいになっております。これは今、考えられますのは、合併しまして、先ほどからも議題になっております合併特例債、これを使ったいろんな事業を行っております。これが結構ふえてきてるんじゃないだろうかと考えております。こ

れが平均を上回ってる状況かなと思っております。

それから、ただ、これとは別にもう1つ基金の残高を比較したものがございます。これは平均値は1人当たり10万円でございますが、朝倉市はこれが20万円程度ございまして、10万円程度余裕があります。借金のほうは2万8,000円程度多いわけでございますけど、積立金のほうが10万円ありますから、比較してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

財政力指数は、これは3年間の平均値を大体出します。3年間で平均しますとちょっとわかりにくくなりますので、過去の分を調べまして、今まで合併して一番高かったのは平成19年が単年度で0.64ぐらいです。それから今が0.54でございますが、この分析を19年と現在とちょっとしましたところ、財政力指数というのは交付税の計算の中で基準財政需要額、どれぐらい経費がかかるのか、それと基準財政収入額、一般的な歳入は幾ら、どれだけあるのか、これは標準税率で計算したものになります。その差額が、それを分母が需要額で分子が収入額になるわけございまして、それが0.64とかというのは当然財政力が弱いという、収入が少ないということでございまして、19年と現在を比較しましたら、その中で大きな、まず需要額で大きいのは、先ほどの公債費、借金が多いということがありましたけど、この中の交付税措置が結構ございましたので、交付税にカウントされる分が基準財政需要額のほうに入ってきます。ですから、これは特例債とか7割をいただいておりますから、当然それは交付税がふえる、交付税がふえるということは財政力は弱くなるという形。

それともう1点、収入のほうは19年に比べまして税が落ちております。これは法人税割が結構落ちてるんですが、その中でも大手の関係も影響はしてるような状況でございます。

その2点が大きな平均値と差があるところだろうと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 交付税のほうが減ってきたというふうなことでございますが、国のほうは今後ますます厳しくなっていくって、交付税は減ってくるんじゃないかなと思われので、このあたりの財政力指数については何らかの手だてが必要だ、もうちょっと何か考えられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） それは当然、交付税総額は今後はだんだん減ってくるんじゃないだろうかと、それはもう想像はつきます。ただ、起債の中で交付税がカウントされてるといことも事実でございまして、だからといって起債を借りないというのが一番いいんですけど、それはできない状況である。

それからまた、臨時財政対策債という交付税不足分を100%交付税で見るとい、そういう制度自体がございまして、なかなか難しい状態を認識しております。

ただ、いろんな施策を打ちながら、企業の誘致でありますとか、個人の住民の方の税収

をふやすとか、そういうことの努力、定住人口をふやすことも1つでございますが、いろんなことをやっていかなければならないと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私のほうが福岡県内の市町村内総生産というのの22年度の数値を入手したんですが、朝倉市は約2,900億円というふうなことで、県下でも決して低くない数値なんです。私はやはりこのあたりをもっと伸ばして税収をふやして、自主財源の比率を現在よりももっと上げて、そして市債を減らしていかなければならないというふうと考えてるところでございますが、将来的にどのようにしてこの税収をふやしていくのか、そのあたりの考え方をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 今、言われました市町村内総生産という数字でございますが、私のほうも県のホームページにございましたから参考に見せていただきました。朝倉市は、今、言われましたように、政令指定市2市を除いた26市のうち5番目の順番になって、非常に総生産、これは高い状態です。これは個人さんとか企業等のいろんな生産額を集計したものでございます。中身を見まして、その中の産業のどの部分が高いのかと、農業ですとか、いろんなしたときに、鉱工業の分が非常に高い状況、工業です、ですから朝倉市の場合はやはり大きな会社の分の生産額がその中に入ってるんじゃないだろうかとという形で考えたところでございます。

それともう1つ、県の同じようなホームページの中に総所得、今度、市民の総所得というのもございます。どういうところ、分野に所得が配分されてるのか、そうしたときのその順位は26市中14位でございました。その中にまた雇用者の報酬額というところがございまして、そこを見ましたら17位、ですから半分より下と。ですので、総生産総額は高いんですけど、雇用者の報酬にはそれははね返ってきてないということがちょっとわかったところでございます。

同じように、これ今、言ったのは平成22年の数値です、公表されてるのが22年でございましたので、そういう形で22年の税収のところをちょっと朝倉市の分を分析したところでございます。そうすると、1人当たりの税収は、住民で割った分です、これは個人とか法人、全部入れての税収を割りますと12万3,000円になりまして、26市中4位で非常に高い状態になってます。

ところが、その内訳を、中身を見ますと何が高いのかといいますと、まず個人の所得割で、均等割は外しております、個人の均等割は3万2,000円で26市中17位で低い状態でございます。

それから法人税割、これも均等割分を除いております。法人税割は法人が払いますが、これを市民の数で割った場合、これは7万3,000円で、これが高く4位になっております。

それから、あと固定資産税、これは市民が払う、法人が払う、全部を足したものを住民

で割ったものですけど、7万円でこれは2位と。

こういう総合的で4位なんですけど、やはり個人さんの所得が低いと、ですからこの分野をてこ入れをするといいますか、する必要、定住人口をふやしてやっぱり税収を上げていただく、そういう方をふやす施策が必要だというふうに認識したところでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） このようなしっかりした分析を行わないと、なかなか政策に打ち出せないと思いますので、今後も分析をしっかりしていただいて、定住人口をふやしていただきたいと思いますというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険の医療費についてでございますが、まず医療費の抑制についてということで、どのように抑制を考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 医療費の抑制ということでございますが、その前にどうして朝倉市のほうで国民健康保険関係で医療費がこうも高いのかというのを1つ2つ例示させていただきたいと思いますが、いわゆるふえ続ける医療費の要因ということでございますけども、1つ目に、やはり医療機関におきまして高度な医療技術が提供されておるといふようなことがうかがえると思います。

これ何かといいますと、平成20年度からのレセプトを点検したわけでございますけども、レセプト1件当たり100万円以上の件数でございますけども、平成20年度がこれが371件でございます。ところが平成23年度を見ますと、これが499件。20年度の決算では、これは527件、年度を経るごとに非常に多くなってきております。

これ何かといいますと、やはり健康課のほうと協力をしまして、さらに分析をしておりますけども、やはり朝倉市の被保険者の方、おおむね1万6,000人いらっしゃいますけども、この方の中でやはり精神障害とか新生物、循環器系疾患といった、いわゆる入院とか診療期間が長期にわたる、こういった疾病を持たれてる方が非常に多いということがわかってきております。

こういった要因を除去していけば医療費が少しは抑制されるかなと思いますけども、なかなかこれ議員も御承知と思いますが、非常に言葉は不適切ですが、化け物みたいな医療費に対してどう対応していくのか。

国保の場合ですけども、やはり被保険者の方の資格、これの資格認定をきちんと適正なのかの手続きを今、とっております。

それから、適正医療に向けて、中にはやはり重複して受診されてある方、あるいは頻回受診をされてある方、こうした方も見受けられますので、月に10名程度の方、いらっしゃいますので、その方の家庭訪問をやるなりで適正な医療費に努めてくださいということでの訪問指導、こういったものを行っております。

それから、長くなりますが、市民の方の要請に応えまして出前講座を今、積極的に展開

をしております。福岡県の中でかなり医療費がトップグループにあると、60市町村中13位でございますけれども、そういったお話をしまして、私たち市民一人一人が医療費の適正化に向けて、抑制に向けて努力していきましようということで、今、講座を開設しておりますけれども、そうしたことで今後抑制に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

少し長くなりました。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） ちょっと時間の関係もありますんで、最後に質問したいんですが、私は医療費抑制については一生懸命やられてあると思います、行政として健康課とタイアップして。1つ足りない部分は、医療機関のほうにももうちょっと、やはりこのあたりを周知して、医者の方にもしっかりとこの状態をわかっていただくのも必要ではないかというふうに思っております。そのために国保の運営協議会等も医者の方に入ってもらってるわけですから、そのあたりを相談されて、医療費の抑制、例えばジェネリックの医薬品などをもうちょっと推進してもらおうような動きをつくるとかというふうなことをぜひやっていき、ありとあらゆる角度でやらないと絶対医療費の削減にはならない、みんなのコンセンサスを得られないとなかなか厳しいのではなかろうかというふうに思っております。病気になってる人に病院にかかるなということもなかなか言えないと思いますから、そのあたりを進めていっていただきたいというふうをお願いいたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

メガソーラーなどの建設を規制する条例についてでございますが、ある大分県の由布市でございますけれども、農地虫食いの懸念、再生エネルギーの象徴としてもはやされる大規模太陽光発電所、メガソーラー、九州各地にも乱立するが、その黒々とした威容は豊かな緑とはなじまない。九州有数の観光地である大分県由布市は、これ1月の23日だろうと思いますが、メガソーラーによる景観破壊を防ぐため、規制条例を臨時市議会に提案したというふうに書いてあります。メガソーラーで農地が虫食いとなり、農地集積が進まなくなるというふうな懸念もあるし、このまま九州の景観、農業破壊を放置してよいのかというふうな産経ニュースの記事がございましたが、朝倉市でも、私、聞いてると、例えば一軒家の家がある、その周りがメガソーラーになって非常に不安を抱いてあるような住民の方もおられるというふうに聞いておるところでございますが、景観も含めたある程度の規制というか、お願いというか、そういうふうなのは行政でもやらなければいけないのではなかろうかというふうに考えますが、そのあたりの考え方をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 議員の今、御質問でございますが、大規模太陽光発電施設、メガソーラー、この設置に関しまして都市計画の観点から申し上げますと、今、都市計画課のほうでは、秋月地区の朝倉市秋月伝統的建造物保存地区並びに朝倉市歴史的景観

形成地区の維持保存、地域文化の向上を目指すものでございますが、この現状を変更するに際しまして、太陽光発電につきましては、設置については一定の制限がございます。

こういうのをする場合にも届け出等を行いまして、もちろん審議会等も開きまして、こちらのほうでもふさわしくないと、そういうふうな回答をいただいているところでございます。

なお、この施設につきましては、建築基準法の建築確認申請及び都市計画法の開発許可申請適用除外でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 上野部長は自分の家の周りにメガソーラーができればどのように思われますでしょうか、個人的な意見で結構です。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 地区の設定と、そういうことの観点からの御質問だと考えております。この秋月にしても、その地区にしても、条例以外における景観上の対策として景観法というのがございますが、この景観法に基づく措置が市内全域において等しく制限をするという法の趣旨からが、その景観がその市内全域に適用されると、そういう状況ではございません。それで、私個人の見解といいますか、なかなか難しいことではございますが、上位法によりますとそういう関係になっております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） この由布市の条例のあれをしてみますと、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第7条に係る審査の項目で各課にわたって十分審査をしてあるんです。この朝倉市についてもそれぞれのこのような視点で検討がされてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） まず私のほうからいけば、総合的な政策としてマスタープランに関することだと思います。マスタープランの中には再生エネルギーについては項目がありますが、それに関しての規制と、あるいは一方では再生可能エネルギーについては活用の取り組みとありますけども、自然環境保全との継続ということでは自然環境問題と連携させながら、そういうふうな再生エネルギーの取り組みということがうたわれております。

また一方では、先ほど出ます景観については、景観法に基づく良好な景観形成を推進しますということです、具体的にその規制とかいうところには中には含まれてません。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（田中 学君） 環境課関連の審査の項目について説明をいたします。

5項目ございます。1点目が、自然環境に関することにつきましては、自然破壊につながるような乱開発設置は抑制すべきであります。何をもちいて抑制をさせるかが不明確であるため、別途考慮する必要があると考えております。

続きまして、2点目の騒音及び振動に関することでございますが、本件については事前に届け出を提出する必要があるため、未然な防止が可能であります。再生可能エネルギー関連の工事等は特定建設業には該当をしないと考えるため、別途これも考慮する必要があると考えております。

続きまして3点目、廃棄物、土壌汚染及び水質汚染に関することにつきましては、現時点では何とも言えませんが、将来的には設備の処分やモジュール等からの液状漏れ等が懸念されるところであります。

続きまして4点目、希少野生動植物に関することにつきましては、これにつきましては当然に配慮すべきであると考えます。

続きまして5点目の環境影響評価に関することにつきましては、ただいま申し上げました4項目を総合的に判断すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩切範宏君） 農業委員会事務局長から農地の転用につきまして、所轄しております農業委員会から答弁させていただきます。

2つの大きな許可基準がございまして、1つは立地基準、農地区分の第1種農地、第2種農地、第3種農地ですけれども、第1種農地につきましては、10ヘクタールの1団の農地、宅地等が1つも介在しない良好な営農条件を満たしている農地のことをイメージされたいと思います。そこには原則許可はできません。

2種、3種ごとに宅地化が進みまして市街地が形成されている。特に第3種農地につきましては、都市計画の用途区域に介在する農地につきましては規模にかかわらず許可ができます。

あと森林法に絡みますけれども、0.6、6,000平米以上につきましては国との事前協議、1ヘクタールを超すと開発行為の許可となりまして、いずれにしても国と協議しますので、6,000平米からは国の許可が必要ということになっておりまして、朝倉の森林規模が1万3,500ヘクタール、そのうち保安林が約7,000ヘクタールでございまして、保安林に関しましては農地法と同様、第1種農地に該当いたしますので、基本許可は難しいものです。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） いろんな各課でやはり検討しなければいけないことがやっぱりあるんだろうというふうに思いますが、今現在はこのような検討ちゅうか、横の連携はとっ

ていらっしゃるのかを副市長、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） 横の連携ということでございますけれども、具体的なそういう組織立ったという意味ではまだではございますけれども、由布市の例を取り上げておっしゃいましたが、必ずしもこのような条例の形によらずとも、今、各課のほうから申し上げましたようなそれぞれの所管の観点から事前の協議、あるいはチェックという形でやっておりますし、また、そういった分野横断的といいたしめようか、そういった面ではなくても、例えば各コミュニティとか各区のほうからも日ごろからの情報交換の中で意見なり、あるいは御要望等といった形でいただいております。そういった枠組みの中で地元の状況なり、住民の方のお声を酌み取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私は決して国策であるこのメガソーラーのほうをつくるなど言っているわけではございませんで、それをつくることによって弱者になる住民がいたらそれはいけないんじゃないかと。

聞くとところによると、その1軒だけ周りがソーラーになったというふうなところは、何の説明も聞いてないし、自分の土地ではないので、周りが、だからもうどんどん買われて周りにソーラーができるというふうなことでしたので、何らかの、由布市のこの条例がいいとは言いませんが、何らかの措置が必要だとは思うんですけど、そのあたり市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） メガソーラーについては、今、多くの事業者が参入して建設が多いようであります。由布市の分については、ちょっとまた違った内容があるようであります。ただ、これは条例をつくられたとしても、拘束力のない条例、強制力のない条例なんです。それを無視して業者がやろうと思ったらやれる条例なんです。そういう形じゃなくて、やはり本来的にはそういったところに住民の近くで、あるいはそういう状況を私は理解できませんけれども、本来で言うと、やっぱり地元、あるいは事業者がやっぱり十分そういう方と話し合う、そういうことがまず大事なことじゃなかろうかなと思います。

ですから、そこらあたりの事情というのは私も十分内容わかってませんので、やっぱり基本的な話しかできませんけれども、そういうことではないかなというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） ぜひ条例が全ていいとは言いませんけれども、何らかのそのような弱者が出てこないような仕組みちゅうか、流れちゅうか、何かそのあたりもぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、このメガソーラーの耐用年数というのは何年ぐらいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） メガソーラーのその機械自体の耐用年数というのはわかりませんが、一応、今のやつは20年間という1つの区切りがあるようです。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） なぜ耐用年数のことを聞いたかといいますと、今後どんどんメガソーラーができて、耐用年数が来て、壊したりすると、CO₂が出て逆に環境汚染になるというふうな記事を見まして、そのあたりは大丈夫なのかなというふうにちょっと心配をしているところであります。もちろん業者がして、更新はする前提でしようが、例えば業者が潰れて、なくて、そのまま放置されて、何かどうかなったとかいうふうなこともあるんですが、そのあたり含めてぜひ何らかの条例とまではいかないにしても、対策を講じる必要があるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 今、御質問でございますが、広範囲に用地を使用するこのメガソーラー設置に当たりましては、その敷地内に、計画地内、その中に法定外公共物等が、そういうものがあるということが考えられます。そういう場合につきましては、その地元区会長さんなり水利委員長さんへの事業者が説明を行って、同意を得た上でその使用願を建設課なりに出していただくと、これは里道、底地は建設課、市ではございますが、管理につきましては里道も水路とも地元が管理をされております。そういう意味がございまして、現状に精通されてあるということで、通常の維持管理を行う地元の管理者の意見を聞くことによって、そのトラブルを解除していくと、そういう意図もございまして、そういうことを考えまして、その事業者がその設置に向けて地元の同意をとっていただくと、そういうふうなことで対処がいくと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時10分休憩